

答申第 1153 号

諮問第 1809 号

件名：弁明書の記載内容の根拠となる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 7 月 2 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 16 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 7 月 2 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として、

弁明書（令和 5 年 9 月 25 日付け、務警発第 11527 号）には、「本件対象文書の一部（令和 5 年 3 月 22 日付けの配置換えに伴う事務引継ぎ文書）については、現稲沢署長により廃棄されたことが確認されており、また、残りの本件対象文書（前々署長が作成した事務引継ぎ文書）についても、後任者（前署長）が現署長へ引継ぐまでの間に廃棄されており、」と記載されている。どうしてこのように記載することができたのか、その根拠となる文書。根拠については引用法令ではなく、記載事実の調査結果です。

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

よって、警務課において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

審査請求人は、この審査請求において、本件請求対象文書は存在する旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得しておらず、請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、対象弁明書の記載内容に関して、原処分時及び対象弁明書の作成時の調査結果を記録した文書であって、警務課で保管するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、原処分時及び対象弁明書作成時のいずれにおいても、文書不存在の確認については口頭で実施しており、本件請求対象文書となるような文書は保存されていなかったとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、原処分時に、稲沢警察署は署長が作成した事務引継書が不存在であることを警察本部に報告することの可否についての決裁文書を作成しているが、それに関連して同引継書が不存在であることを調査した記録等は作成しておらず、不存在であることの調査・確認は口頭で実施しているとのことである。また、弁明書の作成時においても、対象弁明書の記載内容に関する確認については口頭で実施しており、調査結果を記録した文書は作成していないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

弁明書（令和 5 年 9 月 25 日付け、務警発第 11527 号）には、「本件対象文書の一部（令和 5 年 3 月 22 日付けの配置換えに伴う事務引継ぎ文書）については現稲沢署長により廃棄されたことが確認されており、また、残りの本件対象文書（前々署長が作成した事務引継ぎ文書）についても、後任者（前署長）が現署長へ引継ぐまでの間に廃棄されており、」と記載されている。どうしてこのように記載することができたのか、その根拠となる文書。根拠については引用法令ではなく記載事実の調査結果です。

「具体的にいつ取得されいつ廃棄されたのか」それをどのように確認できたのか。

調査結果は、不開示決定時及び弁明書作成時の両方を含みます。

（請求日現在県警本部警務課で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 9 . 3	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 6 . 2 6 (第 708 回 審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 7 . 1 8 (第 710 回 審査会)	審議
7 . 8 . 2 8	答申